

契 約 書(案)

卒業アルバムの製作について 徳島県立小松島高等学校PTA会長(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、下記条項により契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 契約の内容は、次のとおりとする。

(1) 物 品 名 卒業アルバム

令和3年度から令和5年度までの入学生用

(令和6年3月、令和7年3月、令和8年3月卒業生用)

(2) 価 格 アルバム1冊につき 円(消費税及び地方消費税抜き)

但し、消費税及び地方消費税については、代金の請求日において適用される税率により別途加算する。

(3) 納入期限 令和6年2月27日(令和3年度入学生)

令和7年2月27日(令和4年度入学生)

令和8年2月27日(令和5年度入学生)

(4) 納入場所 徳島県立小松島高等学校

(物品の検収及び引渡)

第2条 乙が物品を納入するときは、その旨を事前に甲に通知し、甲の検収を受けなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた時は速やかに乙の立会のもとに検収を行い、検収に合格したときをもって、物品の引渡しを完了したものとし、所有権は乙から甲に移るものとする。

3 乙は、前項に規定する検査に合格しない物品については、甲の指示する期限内にこれを手直しし、又は取替えて、更に第1項の手続により検査を受けなければならない。この場合において、手直し又は取替えによって生ずる損害は、すべて乙の負担とする。

(損害及び危険負担責任)

第3条 第2条第2項の規定による物品の引渡し完了前に生じた物品の亡失、き損等による損害及び天災その他不可抗力による損害はすべて乙の負担とする。

(納期延長)

第4条 乙は、天災その他やむを得ない理由により物品を納入期限内に納入することができないときは、速やかにその理由、納入予定日等を具体的に記入した納期延長願を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(契約の履行)

第5条 甲及び乙は、契約の履行に当たって次の事項を遵守しなければならない。

(1) 撮影にあたっては法令を遵守するとともに、甲の指示に従うものとする。

(2) 編集内容については、両者協議のうえ甲が決定する。また、乙は、甲と密接な連絡をとり、学校行事の撮影等アルバム製作に必要な資料の確保に遺漏のないよう努めるものとする。

(3) 甲の判断により、乙において本契約の履行が不可能になった場合、乙は、その時点において撮影済みの本アルバム用の写真データ・写真等の現物及びこれに関する著作権等一切の権利を甲に無償で提供し、アルバム完成に協力するものとする。

(機密の保持及び個人情報の保護)

第6条 乙は、この契約の履行により知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

2 個人情報を取り扱うに当たっては、徳島県個人情報保護条例(平成14年徳島県条例第43号)及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(労働関係法令等の遵守)

第7条 乙は、雇用者及び使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(代金の請求及び支払)

第8条 甲は、内金として総支払い予定額の半額程度を令和5年度から令和7年度の各年度の12月中に支払う。残金は、物品の引渡し完了後に支払うものとする。

2 代金は、乙からの請求書受理後15日以内に支払うものとする。

(瑕疵担保責任)

第9条 乙は、物品の引渡し後といえども、その隠れた瑕疵については、手直し又は取替の義務を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、甲の承認を受けずに第三者に譲渡してはならない。

(協議)

第11条 この契約書に定めのない事項、または疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この契約の証として本書を2通作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 徳島県小松島市日開野町字高須47-1
徳島県立小松島高等学校PTA
会長 石原 正裕

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第4 乙は、この契約による事務の全部又は一部について第三者に再委託をしてはならない。ただし、乙は、委託先及び委託の範囲を甲に対して報告し、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。

この場合において、乙は、この契約により乙が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。このため、乙は、乙と再委託先との間で締結する契約書においてその旨を明記すること。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務の処理のために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

また、事務の処理を行う場所に、資料等の複写が可能な媒体を持ち込んではならない。

(作業場所の指定等)

第8 乙は、この契約による事務の処理について、甲の学校内において甲が指示する時間内に行うものとする。この場合において、乙は、その従事者に対して常にその身分を証明する書類を携帯させなければならない。

なお、乙は、甲の学校外で事務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施その他の安全確保の措置についてあらかじめ甲に届け出て、甲の承諾を得た場合は、当該作業場所において事務を処理することができる。

(資料等の運搬)

第9 乙は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第10 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(実地調査等)

第 11 甲は、この契約による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、乙に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(資料等の返還)

第 12 乙は、この契約による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録した資料等は、この契約による事務処理の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。

(事故発生時における報告)

第 13 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。